

各県立学校長 様

埼玉県教育委員会教育長

緊急事態宣言解除後の県立学校の対応について（通知）

日頃より新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

さて、国は令和3年9月28日に、本県の緊急事態宣言を9月30日をもって解除することを決定しました。

これを受けて、本県では同日、新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、県立学校の対応として、「令和3年10月1日以降の県立学校の対応について」（別添資料1）を決定しました。

については、各学校では、「県立学校版 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン～令和3年度～」及び本通知に則り、引き続き感染防止対策を徹底してください。

記

1 基本的な感染防止対策の徹底について

(1) 健康観察の徹底

ア 日々の健康状態を確認するため、検温・健康観察を徹底すること。

イ 発熱等の風邪症状がみられる場合や家庭内に体調不良者等がいる場合は登校させないこと。

(2) 手洗い・マスク着用の徹底と不織布マスクの推奨

手洗い及びマスクの正しい着用を徹底すること。また、一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果があるとされていることを保護者及び児童生徒に対し適時情報提供すること。

(3) 換気の徹底

気候上可能な限り、常時換気を徹底すること。（常時換気が難しい場合には、30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに窓を全開にすること）

(4) 食事中的会話禁止の徹底

食事中的の会話は禁止とし、会話は食事後にマスクを着用してから行うよう指導すること。

(5) 直行直帰の徹底

登下校の際は直行直帰を徹底すること。

(6) 陽性者発生時の臨時休業等の対応

臨時休業等については、保健所による積極的疫学調査並びに拡大PCR検査等が行われない場合は、引き続き令和3年8月30日付け教保体第942-1号（別添資料2）で設定した目安を暫定的に適用すること。

(7) eMAT for Schoolの活用

校内において、集団感染の兆候が見られる場合や陽性者の接触状況が複雑である場合等、感染拡大が懸念される場合は、専門家によるオンラインを活用した個別支援「eMAT for School」を積極的に活用すること。

「eMAT for School」の詳細や申請方法は、令和3年9月8日付け教保体第964号（別添資料3）を参照すること。

(8) 保健所と連携した行政検査の徹底

保健所による積極的疫学調査が行われる場合には、陽性者の行動歴や接触者の名簿を提供するとともに、積極的に行政検査に協力すること。

また、体調不良者に対する医療機関への受診を勧奨し、早期に陽性者を発見することを通して、保健所が学校関係者に対する行政検査の実施等必要性について速やかに判断できるよう対応すること。その際、必要に応じて抗原簡易キットの活用も検討すること。

2 登下校について

(1) 生徒の通学方法や使用する交通機関等を踏まえ、必要に応じて始業時刻の繰り下げを行うこと。

(2) 始業時刻の繰り下げを行った場合においても、原則として各学校の通常の授業時間及び時間数を確保すること。

なお、すでに10月1日以降も分散登校や短縮授業を計画している学校は、可能な限り早い段階で通常授業に移行すること。

3 授業における留意点について

(1) 授業は、感染防止対策を徹底した上で実施すること。

(2) 特に、音楽における歌唱、家庭科における調理実習等については、換気やマスクの着用、身体的距離の確保、授業前後の手洗い等の対策を徹底すること。

4 学校行事について

(1) 文化祭・体育祭等

ア 実施する場合は、生徒及び教職員のみで実施すること。ただし、特別支援学校においては、保護者に対する公開の有無やその範囲（人数）については児童生徒の障害の状況や学校の実情に応じて判断すること。

イ 準備日を含め、感染防止対策を徹底すること。また、発熱等の風邪症状がみられる場合や家庭内に体調不良者がいる場合は登校しないよう徹底すること。

ウ 昼食の時間や場所を適切に確保するなど、昼食・休憩の際の感染防止対策を徹底すること。

エ 開会行事や企画内容を工夫し、感染防止対策を徹底すること。

(2) 修学旅行等の泊を伴う校外行事

目的地等の状況、児童生徒の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得て、実施の可否を慎重に判断すること。

5 部活動について

(1) 学校における感染拡大防止に向けた対応

ア 感染拡大防止対策の徹底と段階的な活動制限の緩和

イ 陽性者発生時の部活動停止及び部員の出席停止等

(2) 活動日数等

ア 10月1日(金)から15日(金)まで

- ・土日の活動は、登下校による生徒の接触機会の削減の観点から禁止とする。
- ・各種大会やコンクールに出場する場合は、大会の14日前から「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」に基づく活動ができるものとする。

イ 10月16日(土)以降

- ・「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」及び各学校の方針に基づく活動とする。(土日いずれか1日も可とする。)
- ・各地域の感染状況等を慎重に検討し、活動内容や時間等を適切に計画にする。
- ・練習試合及び県外での活動は、慎重に判断する。

<参考>

	活動日数	活動時間	校外活動 (合同練習・練習試合等)	泊を伴う活動
10月1日(金) から 15日(金)まで	週4日以内 (平日のみ)	2時間以内	禁止	禁止
16日(土)以降	「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」に基づく活動		可	禁止

※ 10月15日(金)までの期間において各種大会やコンクールに出場する場合は、大会の14日前から「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」に基づく活動ができるものとする。ただし、上記における合同練習や練習試合等については、自校を含めて2校のみでの活動とし、他の都道府県の学校との活動は行わない。

(ア) 大会に合同チームとして出場する場合は、合同となる学校を合わせて1チームとみなして活動することができることとする。

(イ) 泊を伴う活動は、遠隔地で開催される全国大会等に出場するために、大会前日に現地に到着していなければ準備が間に合わない状況などのやむを得ない場合のみ、目的地の状況や感染防止対策等を踏まえ、校長が実施の可否を判断すること。

(ウ) 定期演奏会や発表会等を実施する場合は、感染防止対策を徹底すること。

また、学校外の会場を使用する場合は、使用する会場の管理者と十分に協議すること。さらに、参加人数等については県の対処方針の基準に従うこと。

(3) 留意事項

ア コロナ禍における活動について、練習等が必要最小限の活動となるよう改めて見直し、管理職が確認するとともに、生徒や保護者等に対して、丁寧な説明や対応を行い、理解を得た上で活動すること。

イ 健康観察を徹底するとともに、本人や同居の家族に体調不良がある者の活動参加禁止を徹底すること。

ウ 飛沫感染の可能性が高い活動（大きな発声や身体接触を伴う等）の実施は、マスクの着用及び身体的距離を通常以上に確保する等、感染防止対策を徹底し、必要最小限とすること。

エ 部室の使用の制限（原則禁止）や直帰を徹底すること。

オ 更衣場面、休憩場面、下校時等における感染防止を徹底すること。

カ 水分補給での感染防止対策を徹底すること。

キ 熱中症事故防止に配慮した感染防止対策を徹底すること。

ク 事故防止や感染防止の対策を講じられない場合は、活動を行わないこと。

ケ 感染への不安等から活動への参加をためらう生徒に対して、参加しないことを安心して選択できる環境を整えること。（参加を強制することや、練習を欠席した生徒を試合に出さないというような不適切な対応は、絶対に行わない。）

コ 生徒や教職員の感染拡大防止を優先し、出場する大会やコンクール等については、特に慎重に検討すること。

6 教職員・生徒のワクチン接種の促進について

(1) 教職員（小・中・高）の接種の加速化

教職員のワクチン接種については、居住市町村などが行う個別接種のほか、埼玉県ワクチン接種センターでの接種など、複数の選択肢の中から、適切な機会を選び、可能な限り早期に接種できるよう、接種を希望する教職員に対し改めて周知すること。

また、各学校においては、授業変更や業務分担の工夫等により、校内の体制を整えるなど、希望する教職員が速やかに接種を受けることができるよう配慮すること。

(2) 安心して接種できる環境と適切な配慮

生徒及び保護者、教職員に対して、リーフレット（別添資料4）を活用するなどして、ワクチン接種についての正しい理解の周知を図ること。

また、児童生徒の新型コロナワクチンの接種に伴う出欠等の取扱いについては、令和3年6月23日付け教保体第614-2号（別添資料5）、教職員の服務については、令和3年6月10日付け教県第281号（別添資料6）を参照し、希望する者が

ワクチン接種を受けやすい体制整備を行うこと。

特に、ワクチン接種を受ける又は受けないことによる差別等が起きることのないよう指導等に留意すること。

【感染防止対策に関すること】

担 当 保健体育課 健康教育・学校安全担当

電 話 048-830-6963

【体育の授業・運動部に関すること】

担 当 保健体育課 学校体育担当

電 話 048-830-6947

【学習指導・文化部に関すること】

担 当 高校教育指導課 教育課程担当

電 話 048-830-7391

【特別支援学校に関すること】

担 当 特別支援教育課 特別支援学校教育指導担当

電 話 048-830-6886

【教職員の感染予防対策に関すること】

担 当 福利課 健康づくり・メンタルヘルス担当

電 話 048-830-6971

【教職員の服務に関すること】

担 当 県立学校人事課 学事・働き方改革担当

電 話 048-830-6735